

鳴沢村後援名義の取扱いに関する要綱

令和7年6月19日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が主催者となって公共性の高い事業を実施する際に、鳴沢村（以下「村」という。）に対して後援の申請があった場合の後援名義の取扱いに関し、事務の適正かつ能率的な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び使用承認基準)

第2条 後援の申請ができる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業
- (2) 広く村民一般を対象とする事業
- (3) 山梨県内で開催される事業。ただし、本村の施策の推進上特に有益であると認められるものはこの限りでない。

2 名義使用を承認することができる事業（以下、「事業」という。）については、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 住民の公共の福祉の向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性を有するものであること。
- (3) 村の行政運営に関する一般的な方針に反していないものであること。
- (4) 営利を主たる目的としていないものであること。
- (5) 特定の政治的又は宗教的な目的を有していないこと。
- (6) 第三者に対して迷惑を及ぼし、又は権利を侵害するものでないこと。
- (7) 事業を主催する者の存在が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であること。
- (8) 入場料、参加料等参加者の負担を求める場合は、その負担が社会通念上相当と認められる負担であり、他の事業と比較して適切と認められる範囲であること。
- (9) 事業を開催し、又は開設する場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備を備え、かつ、これらに十分な措置が講じられていること。

(対象外事業)

第3条 前条の規定によらず、次の各号のいずれかに該当する場合は後援を行わないものとする。

- (1) 営利を主たる目的とした事業
- (2) 政治的活動、宗教的活動である事業
- (3) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのある事業
- (4) 公序良俗に反する事業

(対象団体)

第4条 第2条に規定する事業の後援を認める各種団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体（政治的活動及び宗教活動を行う団体を除く。）
- (3) 村民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化及びスポーツの振興に関する団体で、規約、事務局、役員、組織及び活動内容等が整備されている団体
- (4) 村が公益上必要と認め、補助金等を交付している団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に村が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている団体については、後援の対象としない。

(費用の負担)

第5条 後援事業に係る経費の負担は原則として行わないものとする。

(申請の手続)

第6条 後援の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号の書類を添えて、当該事業の行われる30日前までに村長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 事業の収支予算書
 - (3) 第4条第1項第3号に規定する団体である場合、そのことが証明できる書類
 - (4) その他必要書類
- (後援の承認等)

第7条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、後援名義使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の報告)

第8条 申請者は、後援を受けた事業が完了したときは、後援事業完了報告書（様式第3号）に次の各号の書類を添えて、事業完了後30日以内に村長に提出しなければならない。

- (1) 事業の収支決算書
 - (2) その他必要書類
- (後援の取消し)

第9条 村長は、後援について虚偽の申請又は申請内容に著しい変更があった場合には、後援を取り消すことができる。

(電子情報処理組織による電子申請等)

第10条 第6条及び第8条の規定による申請は、鳴沢村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳴沢村条例第15号）及び鳴沢村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年鳴沢村規則第9号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。